

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年6月19日
【会社名】	J S R株式会社
【英訳名】	JSR Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO兼社長 エリック ジョンソン
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03 (6218) 3500 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 猪俣 徹也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【電話番号】	03 (6218) 3500 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 猪俣 徹也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年6月16日開催の当社第78回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年6月16日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当金は、当社普通株式1株につき35円とする。

第2号議案 定款一部変更の件

以下のように変更する。

変更前	変更後
<p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の製品の製造、加工及び販売</p> <p>(1) <u>合成ゴム、合成樹脂その他の化学工業製品</u></p> <p>(2) <u>合成ゴム、合成樹脂その他の化学工業製品の原料</u></p> <p>(3) <u>光学電子機器、情報機器、理化学機器、医療用機器、発電及び蓄電用機器並びにこれらの部品及びその材料</u></p> <p>(4) <u>土木建築用資材、住宅用資材及び包装用資材</u></p> <p>(5) <u>環境改善用及び保健用資材、機器その他の製品</u></p> <p>(6) <u>音響・音声・映像用ディスクソフトウェア</u></p> <p>(7) <u>食料品、並びに医薬品、医薬部外品その他のライフサイエンス関連製品並びにその原料及び中間製品</u></p> <p>2. 前号の事業に関する、研究、開発、指導、受託、調査及びコンサルティング業務並びに技術の供与</p> <p>3. 化学工業用機械設備の設計、製作及び販売並びに土木建築工事の設計、施工及び監理</p> <p>4. 倉庫業、貨物自動車運送業及び自動車整備業</p> <p>5. 情報処理サービス業、経営・経理に関する診断・指導</p> <p>6. 不動産の売買、賃貸借及び管理</p> <p>7. 金融業及び総合リース業</p> <p>8. 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>9. 事務用品、家具及び日用品雑貨の販売</p> <p>10. 前各号に附帯又は関連する事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の製品の製造、加工及び販売</p> <p>(1) <u>電子材料、ディスプレイ材料、光学材料、合成樹脂およびその他の化学工業製品並びにその原料、部品</u></p> <p>(2) <u>食料品、並びに医薬品、医薬部外品その他のライフサイエンス関連製品並びにその原料及び中間製品</u></p> <p>(3) <u>光学電子機器、情報機器、理化学機器、医療用機器、発電及び蓄電用機器並びにこれらの部品</u></p> <p>(4) <u>土木建築用資材、住宅用資材及び包装用資材</u></p> <p>(5) <u>環境改善用及び保健用資材、機器その他の製品</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2. 前号の事業に関する、研究、開発、指導、受託、調査及びコンサルティング業務並びに技術の供与</p> <p>3. 化学工業用機械設備の設計、製作及び販売並びに土木建築工事の設計、施工及び監理</p> <p>4. 倉庫業、貨物自動車運送業及び自動車整備業</p> <p>5. 情報処理サービス業、経営・経理に関する診断・指導</p> <p>6. 不動産の売買、賃貸借及び管理</p> <p>7. 金融業及び総合リース業</p> <p>8. 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>9. 事務用品、家具及び日用品雑貨の販売</p> <p>10. 前各号に附帯又は関連する事業</p>
<p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合の外、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>3. 定時株主総会は、東京都区内で開催する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。</p> <p>2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合の外、取締役会の決議に基づき、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>(削除)</p>

<p>(議長) 第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p>	<p>(議長) 第14条 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>がこれに当る。<u>当該取締役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p>
<p>(取締役会の招集権者、議長及び招集通知) 第23条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるとき又は取締役会長を置かないときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役CEO(最高経営責任者)、取締役社長及び取締役COO(最高執行責任者)のいずれでもない取締役がこれに代る。 2.取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の5日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集権者、議長及び招集通知) 第23条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に事故があるとき又は取締役会長を置かないときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、取締役CEO(最高経営責任者)、取締役社長及び取締役COO(最高執行責任者)のいずれでもない取締役がこれに代る。 2.取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の5日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役としてエリック ジョンソン、原弘一、高橋成治、立花市子、江本賢一、関忠行、デイビッド ロバート ヘイル、岩崎真人、牛田一雄の9名を選任する。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役 岩淵知明氏の補欠の監査役として藤井安文氏を、
 社外監査役甲斐順子氏及び社外監査役徳弘高明氏の補欠の社外監査役として遠藤由紀子氏を、
 それぞれ選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率	決議結果
第1号議案	1,799,362	1,408	181	99.7%	可決
第2号議案	1,799,175	1,596	181	99.6%	可決
第3号議案					
エリック ジョンソン	1,743,108	55,883	1,963	96.5%	可決
原 弘一	1,782,366	16,628	1,963	98.7%	可決
高橋 成治	1,782,052	16,942	1,963	98.7%	可決
立花 市子	1,783,280	15,714	1,963	98.8%	可決
江本 賢一	1,782,877	16,115	1,963	98.7%	可決
関 忠行	1,787,110	13,643	204	99.0%	可決
デイビッド ロバート ヘイル	1,793,047	7,706	204	99.3%	可決
岩崎 真人	1,795,112	5,641	204	99.4%	可決
牛田 一雄	1,795,096	5,657	204	99.4%	可決
第4号議案					
藤井 安文	1,788,900	10,425	1,625	99.1%	可決
遠藤 由紀子	1,800,095	675	181	99.7%	可決

(注) 1. 上記の表の賛成・反対・棄権の個数は、本総会前日までの事前行使分と、当日出席の一部の株主による議決権行使の内容が確認できたものを、合計したものであります。

2. 総議決権数

議決権を有する株主数 14,578名
総株主の議決権個数 2,074,748個

3. 各議案の可決要件は次のとおりです。

第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成です。

第3号議案及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上